

「国民健康保険税の減免について」

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定程度減少した場合など、「国民健康保険税」の減免が受けられる場合があります。

また同様に「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」についても減免がございます。減免を受けるためにはそれぞれの保険料にて申請を行う必要があります。

○減免額および対象世帯

・保険税を全額免除

新型コロナウイルス感染症により、世帯主（主たる生計維持者）が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

・保険税の一部を減額

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯で、次の（1）～（3）の全てに該当する世帯

（1）世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の10分の3以上であること

（2）世帯主の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

（3）世帯主の収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請の際は、収入などを証明する書類が必要となります（前年の確定申告書や源泉徴収票、今年1月から申請時までの帳簿や通帳・給与明細書など）

・保険税の減免額は、減免対象保険料額（ $A \times B / C$ ）に、減免割合（D）をかけた金額です。

A・・・当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B・・・世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C・・・被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

D・・・前年の合計所得金額に応じた減免割合

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部（10分の10）
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

○対象となる保険税

令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に納期限があるもの

○申請方法

申請書等に必要事項を記入の上、添付書類とともに税務課へ提出してください。また提出については、郵送による申請にご協力ください。

保険税の減免の対象となる可能性がある場合は、まずは、お電話で税務課へご相談ください。

○問い合わせ先

明和町 税務課 住民税係・固定資産税係

TEL : 0596-52-7113 FAX : 0596-52-7137

○参考資料

・明和町 HP

<https://www.town.meiwa.mie.jp/main/soshiki/zeimu/kazeik/tax/1590368614834.html>

・国民健康保険税減免申請書

<https://www.town.meiwa.mie.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/9/kokuhos.pdf>

・収入申告書

<https://www.town.meiwa.mie.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/9/syuunyuus.pdf>

・国民健康保険税減免申請書（記入例）

<https://www.town.meiwa.mie.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/9/kokuhosr.pdf>

・収入申告書（記入例）

<https://www.town.meiwa.mie.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/9/syuunyuusr.pdf>

・介護保険料の減免について（明和町 HP）

<https://www.town.meiwa.mie.jp/main/soshiki/zeimu/kazeik/tax/1593570434598.html>

・後期高齢者医療保険料の減免について（明和町 HP）

<https://www.town.meiwa.mie.jp/main/soshiki/zeimu/kazeik/tax/1593570499527.html>